

○金融再生委員会告示第二号

保険業法（平成七年法律第五号）第百八十五条第一項の規定に基づき、カーディフ・リスク・ディヴェールが日本において保険業を行うことを平成十二年三月二十一日付をもって免許したもので、同法第百八十九条の規定に基づき次のとおり告示する。

平成十二年三月三十日

金融再生委員会委員長 谷垣 禎一

一 外国損害保険会社等の商号、本店の所在地及び設立年月日
商 号 カーディフ・リスク・ディヴェール

本店の所在地 フランス パリ市 クレペール通り五番地

二 設立の年月日 千九百七十六年十一月二十六日
外国損害保険会社等の設立に当たって準拠した法令を制定した国の国名
フランス共和国

三 外国損害保険会社等の日本における代表者の氏名及び住所

氏 名 ヴァンサン・パコー
住 所 東京都新宿区市ヶ谷砂土原町三―二十クリスティホームス砂土原三百一

四 免許の種類

外国損害保険業免許

五 外国損害保険会社等の日本における主たる店

所 在 地 東京都港区虎ノ門三丁目二十五番二号ブリヂストン虎ノ門ビル

六階